
2015年度

第二回

JICAインターンシップ・プログラム

【一般型/開発コンサルタント型】

募 集 要 項

独立行政法人国際協力機構

国際協力人材部 人材養成課



< 目 次 >

1	実施スケジュール	3
2	目的	3
3	応募資格	4
4	応募方法	4
5	選考	6
6	事前オリエンテーション	7
7	インターン合格後の手続き・準備等	7
8	インターンシップに係る経費	8
9	インターンシップ時間・休日	10
10	インターンへの便宜	10
11	報告書の提出、総合報告会の開催	10
12	守秘義務・禁止事項	11
13	その他	11
14	お問い合わせ先	11
	【応募書類一覧】	11

1 実施スケジュール

2015年9月		
2015年10月	【募集締切日】10月13日(火)正午締切 (※日本時間)	
2015年11月	【書類選考】10月14日(水)～11月4日(水)	
2015年11月	【書類選考結果発表】11月12日(木)	
2015年11月	【面接選考:面接の日程調整と面接実施】 11月13日(金)～11月27日(金)	
2015年12月	【面接選考結果発表(合格発表)】12月7日(月)	
2015年12月	【事前オリエンテーション】12月16日(水)	
2016年1月	【準備】 ★予防接種 ★受入部署とのインターンシップ内容/日程調整 ★渡航準備(フライト予約/VISA取得等)	
2016年2月	【インターンシップ開始】 1月中旬以降～2016年3月中旬までの1ヶ月間-3ヶ月間 ※インターンシップ時期・期間は受入ポスト毎に設定あり	
2016年3月		【総合報告会】3月又は4月開催
2016年4月		

2 目的

本プログラムは、国際協力・開発援助に関心を有する大学生及び大学院生に対し、JICAの各部署やプロジェクト等の事業実施現場における実習の機会を提供することにより、JICA事業及び我が国の国際協力に関する理解を深め、本プログラムを通じて JICA 専門家や開発コンサルタント等の国際協力人材を志向していただくことを目的としています。

なお、本プログラムは JICA 及び開発コンサルティング企業の採用並びにその他 JICA の研修制度（ジュニア専門員制度等）における選考とは関係なく実施するもので、本プログラムへの参加が直接採用や合格に結びつくものではありません。

3 応募資格

- (1) 応募時に、日本又は海外の大学・大学院(専門職学位課程・修士課程・博士課程)に在学中、若しくは入学許可を取得済みの方。
- (2) 国際協力に関心があり、将来、国際協力関連の仕事に従事することを希望していること。
- (3) 心身ともに健康であること(特に海外でのインターンシップを希望する方は、配慮を要する既往症や病気にかかっていないこと)。
- (4) 国籍は不問だが、日本語で業務遂行が可能なこと(日本語能力試験 N1 レベル相当の日本語能力を有することが望ましい)。
- (5) インターンシップに必要な外国語能力を有すること。英語の場合は英検 2 級以上、TOEIC500 点以上、または TOEFL iBT52 点(PBT470 点, CBT150 点)以上、IELTS4.0 以上。フランス語は仏検準 2 級以上、DELTA A2 以上。スペイン語は西検 4 級以上、DELE 初級以上。
- (6) これまで、本プログラムに参加した経験がないこと。
- (7) 希望するポストが指定している「応募資格以外に必要な要件」を満たしていること。
- (8) 本プログラム参加に要する経費を自己負担できること。
- (9) 年齢は不問だが、未成年者は応募の際に保護者の同意書の提出を条件とする。

4 応募方法

以下の(2)に記載されている提出書類を揃え、締切日までに JICA の運営している国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(以下「PARTNER」という。)から応募してください。応募書類受付後、応募時に PARTNER で指定した本人連絡用の E メールアドレスに対し、受領通知と共に応募案件番号(受付番号)を連絡します。応募後、3 営業日以内に受領通知が届かない場合は、11 ページ「14 お問い合わせ先」までご連絡ください。

(1) PARTNER への個人登録(簡易登録可)

応募はすべて「PARTNER」経由で行います。応募にあたっては「PARTNER」に個人登録(国際協力人材登録又は簡易登録)がなされていることが必須ですので、登録されていない方はまず「PARTNER」で個人登録を行ってください(インターン応募の場合は、簡易登録可です。特に大学生については国際協力人材登録要件を満たさないため、ご注意ください)。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

(2) 応募書類(※各応募書類の注意書きを必ずご確認ください。)

- ① 応募申請書(様式 1)
- ② 履歴書(様式 2)
- ③ 自己申告書(様式 3)

注 1: 志望動機等はできる限り具体的に記入してください。

注 2: 複数のポストを希望の場合は、第 1、第 2、第 3 希望でそれぞれ記入してください。

注3:ご自身がテーマを提案する提案型ポストを希望される場合は、特に「提案テーマ」及び「3.本ポストへの具体的な計画/提案」(調査を行うのであれば、調査内容、調査対象地域など含む)を詳しくご記入ください。

④ 在学証明書 **PDF**

注1:大学もしくは大学院入学前の方は、入学許可書(写し)をご提出下さい。

注2:在学証明書を提出出来ない方は、学生証のコピーをご提出ください。

注3:特に海外の大学もしくは大学院に在籍の応募者は、ご自身が在籍されているプログラム(修士課程など)の種類と具体的な期間(年月日～年月日)の記載が必要です。記載がない場合は、同大学のホームページの中でそれが記載されている箇所をプリントアウトし、在学証明書と共に提出してください。

⑤ 語学力に関する証明書 **PDF**

注1:スコアの取得時期は問いません。(応募資格(4)以外の証明書は提出不可)

注2:応募ポストで別途語学要件が指定されている場合は、当該要件を満たす語学証明書も併せて提出してください。

⑥ 同意書(様式5)未成年者のみ **PDF**

保護者署名欄(現住所、氏名)は必ず保護者が、署名・捺印してください。

※各様式は、JICA ホームページのインターンのページ (<http://www.jica.go.jp/recruit/intern/index.html>) からダウンロードしてください。また、①～③は **EXCEL**、④～⑥は **PDF** で提出 (ファイル名は、応募書類名と応募者氏名を入力ください 例)【語学力証明書】国際花子.pdf)。

(3) 応募

応募期間内に「PARTNER」の応募画面から応募書類を添付して応募してください。

- ① 以下のURLから「PARTNER」にアクセスし、画面右上の“ログイン”をクリックしてPARTNERにログインします。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

- ② 画面上部にある“求人情報”をクリックし、求人情報を表示します。
検索条件の「団体種別」から“JICA”を選択し、「勤務形態」でインターンにチェック後、検索を実行してください。
- ③ 上記(2)の応募書類を添付してください。
添付方法の詳細は、PARTNER活用方法 (<http://partner.jica.go.jp/resource/1425033220000/UsagePsn0rg/ForUsers.pdf>) の「3.2 WEB応募を利用する」をご参照ください。

【応募に際しての注意事項】

- ① 応募書類は一切返却しません。
- ② 応募は全ての書類を揃えてから行ってください。(語学力証明書など一部の書類を別途

送付しないでください。)

- ③ 選考結果などに関するお問い合わせや日程・通知方法に関する個別の要望には一切お答えできません。
- ④ 不足・不備のある書類、資格要件を満たさない内容の書類は選考の対象外となります。また、締切期限を過ぎて提出された応募書類は、受け付けません（書類内容をよく確認の上、日数に余裕をもって提出してください。）。
- ⑤ 在外インターンの場合、募集ポストによっては JICA 人材養成課より本プログラムの合格通知を正式に受けていても、渡航前あるいは到着後の治安状況等の変化によってインターンシップが中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※応募書類に記載された個人情報は、本インターンシップ・プログラムの実施運営に必要な選考、各種手続き、緊急連絡先の把握、フォローアップ調査、実績の取り纏め、統計データの作成等の目的以外には使用しません。また、合格に至らなかった場合は、一定の期間の後、JICA の責任のもと適切に廃棄します。なお、PARTNER に登録した個人情報は PARTNER のサイトポリシー（「個人情報の取り扱い」）に基づき管理されます。

(4) 募集締切日

2015年10月13日(火) 正午必着

5 選考

(1) 選考方法

全応募者のうち、3. 応募資格の要件を全て満たした選考対象者に対して書類選考を実施します。その後、書類選考合格者を対象に、面接選考を行います。

(2) 選考結果の発表方法

各選考結果は、「PARTNER」のマイページ上で合格者の応募案件番号（受付番号）を発表します。(3)の各選考結果通知日に「PARTNER」にアクセス、ログインの上ご確認ください。書面による通知及び JICA ホームページ上では発表しません。

ご自身の応募案件番号（受付番号）は、応募受付時に配信される受領通知メール又は、マイページ「メールボックス」の「受信 BOX」にある「【PARTNER】求人案件への応募送信完了のお知らせ」を参照ください。

なお、選考結果に関する個別のお問い合わせには一切お答え出来ませんので、あらかじめご了承ください。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

(3) 選考日程

選考	日程
書類選考	2015年10月14日(水)～11月4日(水)
書類選考結果発表	2015年11月12日(木)
面接選考の日程調整と面接実施	2015年11月13日(金)～11月27日(金) ※上記期間内の JICA が指定する日
面接選考結果発表	2015年12月7日(月)

(4) 面接選考

配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法（テレビ会議、WEB 会議、電話など）や選考会場は異なります。面接選考対象者に対し、個別に E メールで連絡しますので、確実に連絡がとれる E メールアドレスを履歴書に記載願います。

(5) 注意事項

- ① 選考スケジュールは応募状況によっては変更される場合があります。
- ② 面接に要する旅費、宿泊費は、全て自己負担となります。

6 事前オリエンテーション

面接選考に合格したインターンは、必ず事前オリエンテーションに出席してください。なお、参加者全員に JICA 規程により日本国内の移動にかかる旅費を支給します。

(1) 開催日

2015年12月16日(水)

(2) 場所

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

7 インターン合格後の手続き・準備等

合格後はインターンシップの開始に先立ち、以下の準備を行ってください。そのため、準備期間中は JICA の受入担当者と常に連絡が取れる状況にしてください。詳細は、事前オリエンテーションにおいて説明します。

(1) インターンシップ内容・日程の調整

事前オリエンテーション後、受入担当者と具体的なインターンシップの内容及び日程を調整してください。なお、提案型として大学又は大学院での研究テーマに関連した業務を提案頂く事例のうち、特に在外インターンの場合には治安状況などによって希望地域の立ち入りが制限される場合があります。研修日程の調整過程で以下(3)の配属国に関する情報収集を行いながら、インターン希望時期における調査対象地域への立ち入りや調査が可能かどうか十分に確認してください。

※在外インターンの場合、JICA 以外の団体が主催するプログラムへの参加など、本インター

ンシップの目的以外の行動は、配属国滞在期間中のみだけでなく配属国までの往復の渡航中においても認められません。

(2) 事前提出書類

合格者はインターンシップ開始前に、個人情報保護やサービスなどを定めた誓約書、身元保証書などの書類を提出していただきます。

(3) 配属国に関する情報の収集

配属国に関する情報収集に努めてください（現地到着後、生活準備を整えて速やかにインターンシップを進められるよう、渡航前の十分な情報収集が大切です。）。その際、必ず下記の JICA のサイトに記載されている国別・地域別の各種情報を確認してください。なお、配属国によっては下記サイトに情報が掲載されていない国もあります。

海外の現地情報：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/field.html

(4) 旅券・査証の手配

インターン本人の負担と責任で行ってください。なお、査証の発給に際して JICA など受入機関からの証明書が必要となる場合には、インターンから JICA に申請してください。必要性が認められた場合には、査証取得のための証明書を発給します。

8 インターンシップに係る経費

インターンシップに要する経費は、以下の JICA が補助・負担する経費以外は全てインターンの自己負担となります。（3 応募資格（7）参照）。

本プログラムへの参加を希望される方は、事前に関連機関、文献などの情報を参照し、往復の航空賃や現地での滞在費、その他必要な経費を計算し、余裕を持ってそれを自己負担することができることを十分確認したうえで、本プログラムの応募を検討してください。

国内のインターンシップ希望者についても、居住地と異なる地域でインターンシップを行なう場合は、宿泊費などの必要経費は全て自己負担となりますので十分注意してください。なお、インターンシップ中の事故により傷害を負った場合は、インターンの加入する災害補償保険等により対応いたしますので、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険に各自の負担で加入いただくことを義務づけています。

【JICA が補助・負担する経費】

【全インターン】

(1) 国内移動費

自宅最寄駅から事前オリエンテーションや総合報告会の会場（JICA 本部又は JICA 市ヶ谷ビル）との往復にかかる移動費を、JICA の規定に基づき実費支給します。なお、特急や新幹線、飛行機の利用料金の支給には一定の要件が満たされている必要がありますのでご注意ください。

【国内インターン】

- (1) 研修旅行を行なう際には、JICA 規程に基づき旅費を支給します（JICA 負担上限 70,000 円）。
(2) 少額交通費（受入部署の Suica カード等を使用します）

【在外インターン】

(1) JICA が指定する海外旅行傷害保険

インターンシップ期間中（フライトは、本邦と配属国の直行直帰に限る）は、JICA の負担により JICA が指定する海外旅行傷害保険（国際協力友の会）に加入します。既往症の再発等の場合は補償されないことがあります。

保険（国際協力友の会）による補償内容	
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	最高 3,000 万円（傷害の程度に応じ）
疾病死亡	3,000 万円
治療・救援費用	5,000 万円（上限）
賠償責任	1 億円
携行品損害	10 万円

(2) 航空賃

航空賃は 10 万円までをインターンの自己負担とし、10 万円を超える額を JICA が負担します。なお、空港使用税は自己負担していただきます。また、航空券は JICA が航路の安全確認の上、日本から配属国への直行直帰の航空券を手配します。

(3) 予防注射接種料

配属国への入国/滞在に際し、JICA が指定する種類の予防注射接種料については、申請に基づき支給します（接種の種類によって上限額があります）。

(4) 滞在費

インターンシップ期間中の滞在費の一部として「国別滞在費補助額（日額）」（表 1）を支給し、インターン名義の日本国内の銀行口座に振り込みます。ただし、海外の大学もしくは大学院へ留学中の方が、留学先国でインターンシップを行う場合は支給しません。

＜2015 年度国別滞在費補助額（日額/単位：円）＞

滞在国	補助額	滞在国	補助額	滞在国	補助額
インドネシア	9,025	バングラデシュ	9,411	スリランカ	8,360
ケニア	6,650	カメルーン	8,075	セネガル	10,165
ニカラグア	5,833	ドミニカ共和国	6,270	パラグアイ	6,080

※現地の生活費用の全てが JICA から支給されるものではありません。現地の状況等を確認の上、各自で必要経費を見積もって渡航準備を進めてください。

※上記（2）～（4）については、大学等から一部又は全額補助を受けていない方が対象です。大学等から補助を受けている方は必ず申告してください。申告内容に虚偽があることが判明した場合、JICA 支給額を返還いただくと共にインターンの中止を命ずることがあります。

【自己負担の経費】

上記の JICA 負担経費以外は、下記に記載のものを含めて全て自己負担となります。

- (1) 面接選考のための交通費
- (2) 査証申請費
- (3) 補助額を超える滞在費
- (4) 配属場所までの交通費、通勤費

- (5) 海外留学中の方が、面接、事前オリエンテーション及び報告会出席のために移動に要する経費（日本までの往復航空賃、空港から居住地までの国内移動費等）
- (6) 国内のインターンが居住地を離れてインターンシップを行う場合の宿泊費。なお、配属先が国内機関の場合などで同国内機関の宿泊施設に空室がある場合には、インターンシップ期間中に限り宿泊が可能です。国内機関の空室状況については、合格決定後、人材養成課担当者にお問い合わせ下さい。

9 インターンシップの勤務時間・休日

インターンシップ期間中の勤務時間は各配属先の勤務時間に準じますが、原則、終日勤務のインターンシップとなります。JICA 本部での勤務は（月）～（金）の 9:30～17:45（昼休み 12:30～13:15）で、休日は土、日、祝日、及び配属先の長の定める日とします。

在外においては、配属国の事務所が定める日を休日とします。また、インターンシップ期間中、原則休暇はありませんが、必要な場合には配属先に相談してください。

なお、休日等における配属国内の旅行は所長の許可を得ることとします。また、その場合渡航先は JICA 安全対策措置に従うものとしますが、配属国外への旅行は原則不可とします。

10 インターンへの便宜

JICA はインターンに対し、以下の便宜を図ります。

インターン全員
<p>＜配属先内インターンシップ環境＞</p> <p>期間中は、原則、執務室の机、電話、関連情報・資料を提供します。専用のコンピューター及びインターネット環境は可能な限り提供しますが、配属先により提供できないこともあります（「募集ポスト」参照）。なお、執務室への個人のパソコンの持ち込みは原則禁止しております。</p>
在外事務所に配属のインターン
<ul style="list-style-type: none"> (1) 空港出迎え（案件所在地が地方の場合には、その移動にかかる航空券の手配） (2) 安全ブリーフィングの実施（各在外事務所内） (3) 緊急連絡用携帯電話の貸与 (4) インターンシップ期間中の安全管理情報の提供
開発コンサルタント型インターン（上記の在外事務所に配属のインターンの便宜に加えて下記事項）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 宿舎の手配（安全管理ブリーフィング期間のみ在外事務所が、他期間は開発コンサルタントが確保又は指定する。）宿舎があらかじめ受入コンサルタント側から提供／指定される場合もあります。 (2) 安全ブリーフィング後の各 JICA 事務所からプロジェクトサイトまでの移動手配（安全上の理由等でインターン自身での手配が困難な場合のみ）

11 報告書の提出、総合報告会の開催

インターンシップ期間中は、インターンシップ計画表、インターンシップ報告書（隔週）等、各種提出物を提出してください。また、インターンシップ修了時は、インターンシップ総合報告書及びアンケートを提出してください。

インターンシップ修了後、2016 年 3 月又は 4 月に開催される総合報告会に必ず出席してください。

い。

12 守秘義務・禁止事項

インターンには、インターンシップ中に知り得た JICA 及びコンサルタント並びに相手国関係機関等の秘密に関わる事項についての守秘義務が課せられます。秘密指定された情報や文書だけでなく、実質的にそれを秘密として取り扱う内容や会話内容についても、インターンシップ期間中はもとよりインターンシップ期間終了後も第三者に漏らしてはなりません。また、JICA 及びコンサルタントの保有個人情報についても改ざん又はインターンシップ実施に必要な範囲を超えて、使用、提供、複製してはなりません。

加えて、円滑なインターンシップ実施とインターンの安全を確保する観点から、様々な禁止事項を定めていますが、JICA 及びコンサルタントからの指示に従っていただけない場合や、正当な理由なく誓約事項に違反したときは、インターンシップを中止することがあります。中止理由によっては、JICA が当該インターンのインターンシップに要した経費の全額又は一部について返済を求める場合があります。

また、インターンシップ期間中、傷病その他の事由によりインターンシップの遂行が困難と認められる場合や、継続が適当でないと認められる場合は、中止することがあります。なお、インターンシップの中止に伴って追加的経費が発生した場合でも、JICA は一切経費を負担しません。

13 その他

大学から、参加したインターンの学位取得に必要なインターンの活動評価を求められた場合、受入部署はインターンの活動評価を行います。

14 お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部 人材養成課

JICAインターンシップ・プログラム担当

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

E-mail : jicaiict-intern@jica.go.jp

<http://www.jica.go.jp/recruit/intern/index.html>

【応募書類一覧】

様式 1 : 「応募申請書」

様式 2 : 「履歴書」

様式 3 : 「自己申告書」

様式 4 : 「同意書」 (未成年者のみ)

(様式なし) : 在学証明書 (写し)、学生証コピー、入学許可書 (写し) のいずれか

(様式なし) : 語学力に関する証明書 (写し)